

患者様・ご家族様

当院における身体的拘束を最小化する取り組みについて

当院では、厚生労働省が定める方針により、患者様または他の患者様等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合（以下の3つの原則をすべて満たす場合）を除き、身体的拘束を行わないケアを原則としています。

- ① 切迫性：本人または他者の生命または身体が危険にさらされている可能性が高いこと。
- ② 非代替性：身体的拘束やその他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③ 一時性：身体的拘束やその他の行動制限が一時的なものであること。

国保町立小鹿野中央病院